

生活保護費と最低生活費 (資料レジュメ)

2013年4月22日

法哲学ゼミ

陶山 竹原 東房 (五十音順)

生活保護制度概略

参考サイト：厚生労働省 HP

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html)

1.生活保護制度とは

資産や能力等すべてを活用してもなお**生活に困窮する方**に対し、困窮の程度に応じて**必要な保護**を行い、**健康で文化的な最低限度の生活を保障**(憲法第25条)し、その**自立を助長する**制度です。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。)

2.制度の趣旨

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

3.相談・申請窓口

生活保護の相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。福祉事務所は、市(区)部では市(区)が、町村部では都道府県が設置しています。

4.生活保護を受けるための要件及び生活保護の内容

保護の要件等

生活保護は**世帯単位**で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提でありまた、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

5.資産の活用とは

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等し生活費に充ててください。

6.能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

7.あらゆるものの活用とは

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。

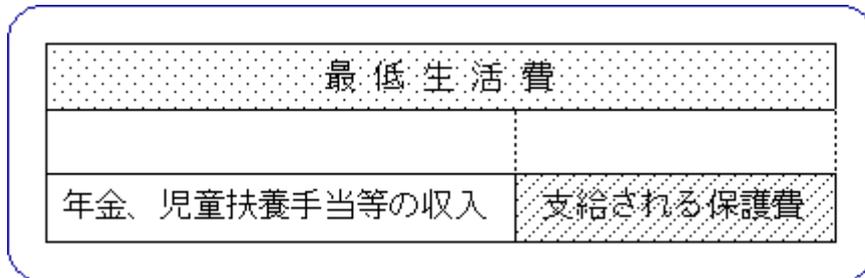
8.扶養義務者の扶養とは

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

そのうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

9.支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。



収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

10.保護の種類と内容

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

| 生活を営む上で生じる費用 | 扶助の種類 | 支給内容 |
|-----------------------------|-------|--|
| 日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等) | 生活扶助 | 基準額は、 (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を 合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等) |
| アパート等の家賃 | 住宅扶助 | 定められた範囲内で実費を支給 |
| 義務教育を受けるために必要な 学用品費 | 教育扶助 | 定められた基準額を支給 |
| 医療サービスの費用 | 医療扶助 | 費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし) |
| 介護サービスの費用 | 介護扶助 | 費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし) |
| 出産費用 | 出産扶助 | 定められた範囲内で実費を支給 |
| 就労に必要な技能の修得等にかかる費用 | 生業扶助 | 定められた範囲内で実費を支給 |
| 葬祭費用 | 葬祭扶助 | 定められた範囲内で実費を支給 |

11.法体系

日本国憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。（生存権）

生活保護法

この法律の目的

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

無差別平等

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

最低生活

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

保護の補足性

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産（土地や家屋等含）、能力（働く能力）その他あらゆるもの（年金や他の手当による給付等）を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

日本国憲法

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。（勤労の義務）

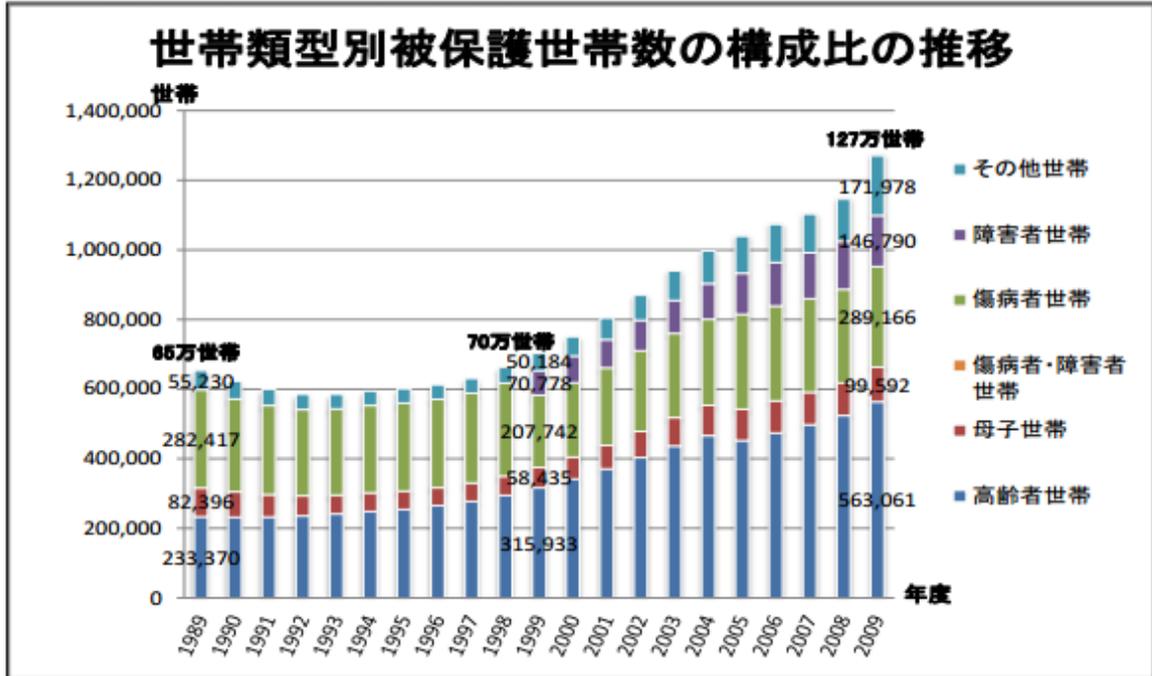
国は生活に困窮するすべての国民に対する責務として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する（生活保護法1条）ものの、その前提として生活に困窮する者は、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを求められる。（生活保護法4条）

国民が生活についての責任を果たしてもなお「最低限度の生活」が維持できない場合において、最後の拠り所として生活保護が存在している。

生活保護制度の利用者統計

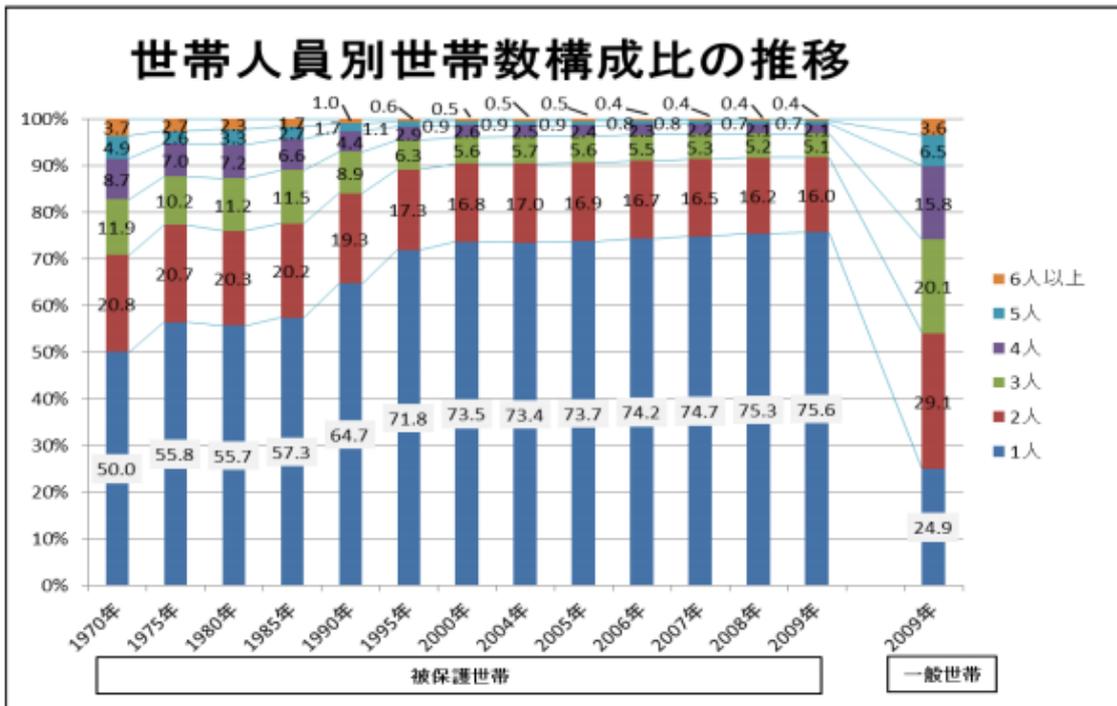
参考サイト：国立社会保障・人口問題研究所(<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>)

1. 世帯類型別被保護世帯数の構成比の推移



- ・ 高齢者世帯、母子世帯が年々増加
- ・ その他世帯（非正規雇用者など）が平成 22 年度に一気に増加

2. 世帯人員別世帯数構成比の推移



- ・ 被保護世帯の約 75%が、単身世帯である
- ・ 二人世帯は、16%程度になっている

4.まとめ

統計から見る生活保護制度利用者は、年々増加していて、大半が単身世帯である。一方、親一人・子一人の二世帯＝母子家庭等は毎年16%程度（約10万世帯）存在している。

即ち、当制度の要件を満たす＝**資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方**とは、例えば母子家庭、単身高齢者など、自ら所得を作り出すことが困難な世帯であると考えられる。

最低生活費

1. 計算方法

参考サイト：最低生活費について(<http://www.seiho110.org/seido/no1.htm>)

最低生活費は八種類ある扶助を合計した金額になります。出産扶助、生業扶助、葬祭扶助は臨時的に適用されるものですので、基本的には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助の合計が最低生活費となります。

(扶助の種類)

- 1.生活扶助 = 衣食など暮らしの費用
- 2.住宅扶助 = 家賃など住まいの費用 (ローンを除く)
- 3.教育扶助 = 小・中学校の費用
- 4.医療扶助 = 病院や医院にかかる費用 (部屋代は除く)
- 5.出産扶助 = お産の費用
- 6.生業扶助 = 手に職をつける, 仕事につくための費用
- 7.葬祭扶助 = 火葬や埋葬など, 葬祭のための費用
- 8.介護扶助 = 介護保険料と自己負担費用

2.生活保護費との兼ね合い

(.1、2を参照)

生活困窮を理由として利用するはずの制度である生活保護制度であったが、実際には傷病や高齢であることを介して保護が行われる。そして、傷病の場合再就職が難しく、経済的自立を達成することができないにも関わらず生活保護の打ち切りを行われ、潜在的貧困者となるケースがある。

母子世帯は微増ではあるが、他の世帯と比較してほとんど増えていない。これは、2005年度から段階的に行われ、2009年に廃止された母子加算の削減が行われていたことに関係する。つまり、母子加算の復活後も母子世帯の母親に対する就労促進の強化は進められていると考えられる。

高齢者世帯の増加にも、年金制度との関係で問題がある。年金制度と異なり、保険料の納付が不要であり、医療費負担もないことだ。そして、生活保護と基礎年金の額が逆転し、生活保護のほうが40年間保険料を支払った満額年金よりも高くなるという状況も存在する。

3.逆転現象

事実レジュメ P.1 ~

生活保護費の引き下げ

昨今、生活保護の見直しについての議論が盛んである。

1.生活保護費引き下げの動き

政府は27日、生活保護費のうち食費など日常生活にかかる費用を賄う「生活扶助」の基準額を2013年度から3年間かけ、約670億円減額することを決めた。引き下げ幅は6・5%。年末に支給する「期末一時扶助」の見直しによる約70億円の減額と合わせ、国費ベースで計約740億円の費用削減となる。8月から実施する。基準額の引き下げは04年度以来。

(2013年1月27日付 福井新聞)

先の衆院選で「支給水準の10%カット」を公約に掲げた自民党の意向に、厚労省が沿った形。「最後のセーフティーネット(安全網)」だけに広く議論されるべきである。

| | | 生活保護費の見直し例 | | |
|--------------------|---|------------|----------|----------|
| | | 現在 | 平成25年8月~ | 27年度~ |
| 夫婦(30代と20代)と4歳の子供 | 都 | 21万8000円 | 21万3000円 | 20万2000円 |
| | 町 | 15万2000円 | 14万9000円 | 14万4000円 |
| 夫婦(40代)と小・中学生の4人家族 | 都 | 28万2000円 | 27万6000円 | 26万2000円 |
| | 町 | 20万9000円 | 20万4000円 | 19万4000円 |
| 70代以上の単身 | 都 | 11万3000円 | 11万2000円 | 10万9000円 |
| | 町 | 7万1000円 | 7万1000円 | 7万1000円 |
| 60代の単身 | 都 | 11万7000円 | 11万6000円 | 11万5000円 |
| | 町 | 7万4000円 | 7万4000円 | 7万5000円 |
| 70代以上の夫婦 | 都 | 15万6000円 | 15万4000円 | 15万1000円 |
| | 町 | 10万3000円 | 10万1000円 | 10万1000円 |
| 60代の夫婦 | 都 | 16万4000円 | 16万2000円 | 15万9000円 |
| | 町 | 10万8000円 | 10万8000円 | 10万8000円 |
| 41~59歳の単身 | 都 | 11万9000円 | 11万8000円 | 11万5000円 |
| | 町 | 7万5000円 | 7万5000円 | 7万5000円 |
| 20~40歳の単身 | 都 | 12万1000円 | 11万9000円 | 11万4000円 |
| | 町 | 7万7000円 | 7万6000円 | 7万4000円 |
| 30代の母親と4歳の子供 | 都 | 19万1000円 | 18万9000円 | 18万3000円 |
| | 町 | 13万3000円 | 13万2000円 | 13万円 |

※生活扶助と住宅扶助、教育扶助の合計、冬季加算、母子加算、児童養育加算を含む

(厚労省試算 - 産経新聞 2013.2.15)

最も減少が大きいのは、都市部に住む40代夫婦、小学生、中学生の子供の4人家族。現在:28万2000円 27年度:26万2000円 (2万円減)

都市部の30代と4歳の母子家庭では、現在:19万1000円 18万3000円 (8000円減)

若い世代、都市部の方が減少幅は大きい。
町村部の60代夫婦と単身者、41~59歳の単身者は、支給額は変化なし or 増加。
影響度合いも様々である。

2. 「引き下げ」の賛成意見

生活保護受給者の増加

- ・昭和26年度（戦後混乱期）
受給者数 204万6,646人、
保護率 2.42%

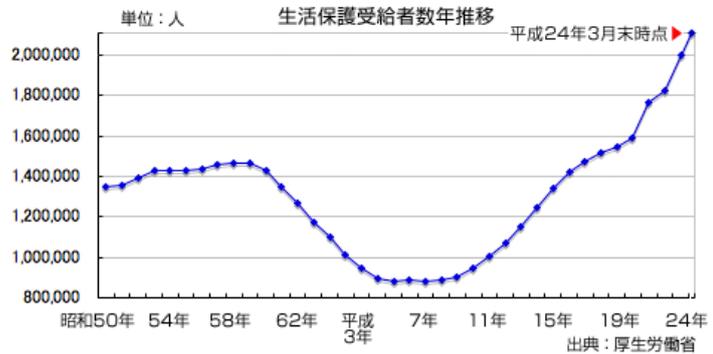
- ・平成7年度（最少）
受給者数 88万2,229人、
保護率 0.7%

- ・平成24年6月の数値（過去最高）

受給者数 208万7,092人、保護率 1.66%

- A. 恒常的要因（高齢化や制度運用）
- B. 一時的要因（経済不況や震災）の影響

（数字は全て厚労省報告資料より 以降も同様）



生活保護予算の増加

受給者の増加に伴い、当然生活保護の支出に使われる予算も増加。

平成23年度予算では、

生活保護費は3兆7,232億円です。（cf.平成12年度：1兆9,393億円）

生活保護費内訳（平成22年度）

| | |
|-------|-----------------|
| 47.2% | 医療扶助（医療にかかる費用） |
| 34.7% | 生活扶助（生活にかかる費用） |
| 15.0% | 住宅扶助（アパートなどの家賃） |
| 3.1% | その他 |

厚労省の試算では平成37年には5兆2,000億円に達する見込みも。

現在のペースで生活保護費が膨らんでいけば、

財政事情の悪化により生活保護制度の維持は困難になることも想像に難くない。

稼働年齢層（働ける年齢層）の増加

被保護者を、統計上は4つに分類。

〔高齢者世帯、母子世帯、傷病・障害者世帯、その他世帯〕

「その他世帯」の保護世帯全体に占める割合が急増。

平成11年度 7.1% 平成21年度 13.5%

◆10年前(平成11年度)

| | 被保護世帯 総数 | 高齢者世帯 | 母子世帯 | 傷病・障害者 世帯 | その他の 世帯 |
|-----------|-------------|---------|--------|--------------|------------|
| 世帯数 | 703,072 | 315,933 | 58,435 | 278,520 | 50,184 |
| (構成割合(%)) | (100) | (44.9) | (8.3) | (39.6) | (7.1) |
| 世帯保護率(%) | 15.7 | 43.6 | 131.0 | 8.8 | |



◆現在(平成21年度)

| | 被保護世帯 総数 | 高齢者世帯 | 母子世帯 | 傷病・障害者 世帯 | その他の 世帯 |
|-----------|-------------|---------|--------|--------------|------------|
| 世帯数 | 1,270,588 | 563,061 | 99,592 | 435,956 | 171,978 |
| (構成割合(%)) | (100) | (44.3) | (7.8) | (34.3) | (13.5) |
| 世帯保護率(%) | 26.5 | 58.5 | 132.4 | 16.2 | |

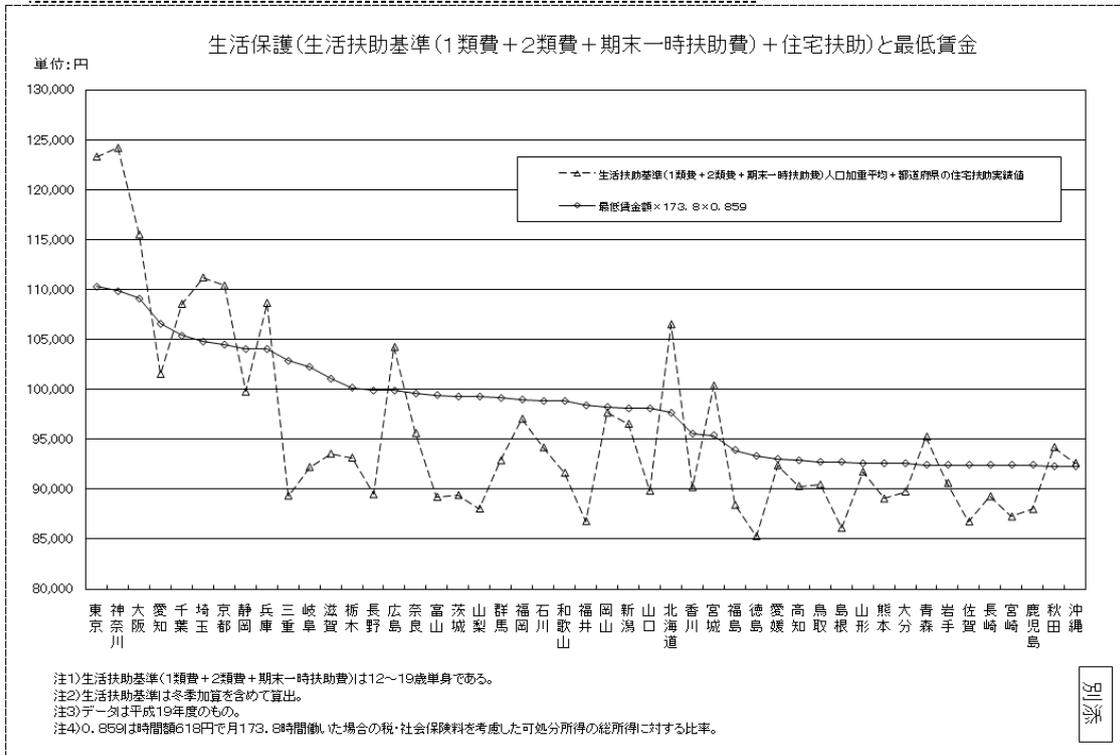
3倍強
の
増加

(福祉行政報告例 国民生活基礎調査)

高齢でも母子家庭でも障害や病気・怪我でもない「その他世帯」の生活保護受給者が増加。
生活保護の主な開始理由：「働きによる収入の減少・喪失」
...「働けるのに働かない」「仕事を選びすぎ」??

最低賃金との兼ね合い(労働意欲の減退)

最低賃金が生活保護を下回る「逆転現象」が起きている!



(厚労省 HP より転載)

ex. 時給 1030 円（夜勤）×月 160 時間（夜勤だけでこの就労時間は難しい） 月給約 16 万強
 国民年金や国民健康保険料等引かれたら、手元に残る金額は生活保護基準ギリギリ。

日中の時給であれば収入はもっと低いと思われる。
 汗水流して必死に働くより、生活保護をもらった方がいいのではないか？
 生活困窮者にとって、稼働能力を活用する意欲を阻害する要因となる。
 また、「働いている人との不公平感」という心理的な問題もある。

不正受給の問題

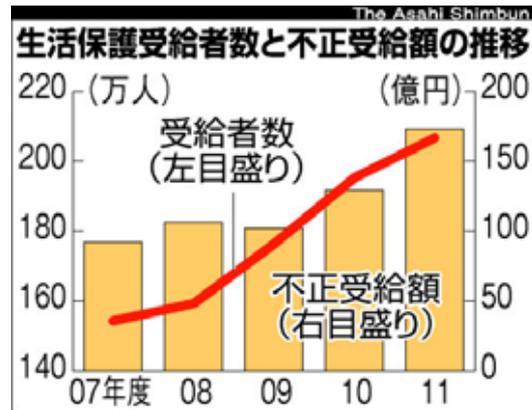
不正受給件数が毎年増加、うち 6 割は稼働

収入の無申告や過少申告である。

平成 22 年度では約 2 万 5,000 件
 （前年度比 29% 増）、総額は約 12.9 億円
 （同 26% 増）。

（厚労省調査 - 朝日新聞 HP より引用）

人によっては、受給費をパチンコなどのギャンブルに充てている例も少なくない。



医療扶助の適正化の問題

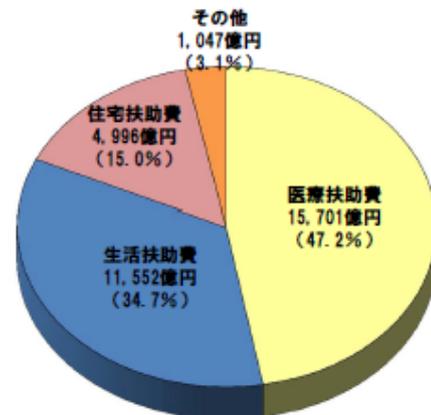
生活保護の約半分の割合を占めるのが医療扶助である。

この医療扶助に対して数多くの問題が潜む。

～問題点～

- ・ 不要な通院をする
- ・ 入院の割合が高い
- ・ 不要な高額な薬や治療を受ける
- ・ 往復にタクシーを利用する
- ・ 不要な高額な訪問診療を受ける
- ・ 同一症状で複数の医療機関を受診
薬をタダで入手し、闇に売りさばく

1 割でも 2 割でも負担することで、利用者の意識は変化するのではないか。



3. 「引き下げ」の反対意見

生活保護の利用率自体は下がっている

人口が1.5倍に増えているので、
過去最高の利用か否かは、人数の単純比較ではなく、利用率で比較すべき。

- ・昭和26年度（戦後混乱期）
受給者数204万6,646人、**保護率2.42%**
- ・平成24年6月の数値（過去最高）
受給者数208万7,092人、**保護率1.66%**
利用率は減少しており、1951年度の約3分の2にすぎない。

不正受給者の割合は大きくない

生活保護利用全体に対する不正受給の割合でみると、
件数ベースで1.5～2%程度、受給額ベースで**0.4%程度**で推移している。
また「不正受給」とされている事例の中には、高校生の子どものアルバイト料を申告する必要がないと思っていたなど、不正受給とすることに疑問のあるケースも含まれる（虚偽の可能性も否定できないが）。

もちろん、悪質な不正受給に対しては厳しく対応すべきだが、全体から見るとごくわずかである。

<不正受給件数、額の変化>

| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 生活保護利用世帯数 | 154万3321人 | 159万2629人 | 176万3572人 | 195万2063人 |
| 生活保護費総額 | 2兆6175億円 | 2兆7006億円 | 3兆0072億円 | 3兆3296億円 |
| 不正受給件数 | 15,979 | 18,623 | 19,726 | 25,355 |
| (全体に占める率) | 1.44% | 1.62% | 1.54% | 1.80% |
| 不正受給額 | 91億8299万円 | 106億1798万円 | 102億1470万円 | 128億7425万円 |
| (全体に占める率) | 0.35% | 0.39% | 0.34% | 0.38% |

(H24.3 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より)

身辺の徹底調査は、生活保護利用のハードルを上げてしまうのでは？

調査をより徹底化すると（家族が扶養できるか等）を徹底して調べるとなると、
生活保護をためらう人がもっともっと増える。
...実際、現在でも受給者漏れを多く生んでいる。

働いているが最低生活費以下の給料しか出ない人がいる

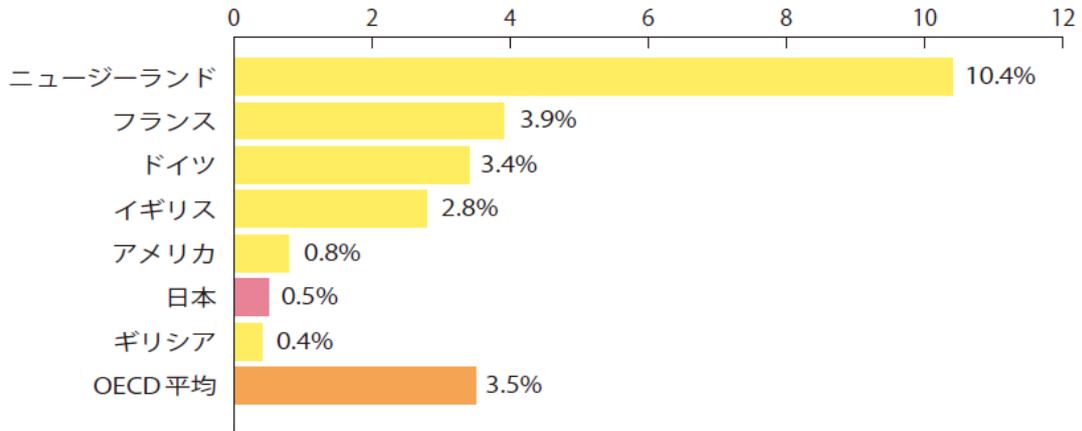
「その他の世帯」＝「働けるのに働かない人」ではない。
自民党は「自助」を強調するが、自助でどうにもならないことも。

そもそも最低賃金や年金が低すぎるのでは？

最低賃金や年金が生活保護基準を下回り、生存権が守られていないことの方が問題なのは、
生活保護費が「高すぎる」のではなく、最低賃金や年金が「低すぎる」のです。

日本の生活保護費（社会扶助費）の GDP における割合は 0.5%
これは、OECD（通称：先進国クラブ）加盟国平均の 1 / 7 にすぎない。

< 各国の社会扶助費の GDP に占める割合比較(1995 年) >



(世界銀行 Survey of Social Assistance in OECD Countries より)

論点

現在の日本の生活保護制度の利用者の大半は単身高齢者と母子世帯であり、最後のセーフティネットとしての役割を果たしている。その一方で、当制度による労働意欲の減少や過度な医療扶助が問題として挙げられることも少なくない。さらに、最低賃金と最低生活費とのいわゆる「逆転現象」なども看過することはできない。こうした現状の中、「健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度」として、現行の生活保護費は果たして多いと考えられるか少ないと考えられるか、もしくは適切と考えられるだろうか。

- A)多い
- B)適切
- C)少ない

生活保護費と最低生活費 (事実レジュメ)

2013年4月22日

法哲学ゼミ

陶山 竹原 東房(五十音順)

逆転現象について

「逆転」とは地域別最低賃金で働いた場合の収入が生活保護の給付水準を下回る現象である。

非受給世帯にとって、この「逆転」現象がある限り、働くことに対するインセンティブが存在することになる。端的に述べると働くのが損だということだ。以下に、記事を挙げる。

現在フルタイムのパート勤めをする小売店の時給は最低賃金で、週休1日でサービス残業もあり、体がきつく転職を考え始めた。北海道の最低賃金は、札幌の生活保護費を時給に換算した額を30円下回る。女性の収入は甲状腺を患い生活保護を受けている友人とほぼ同額だが、友人の暮らしも同じくらい厳しい。「生活保護を下げるべきだとは思えない。これだけ働いて生活が楽にならないのがおかしい」と憤る。

最低賃金ぎりぎりの仕事は若年層にも広がる。西区の男性(19)は高校を出て就職した食品加工会社が月収12万円弱。人員削減の対象となり、職を探し始めて3カ月。8月で失業手当が切れるが、時給のいい仕事はほとんどが3~4時間の短時間雇いで、ダブルワークになるしかない。男性は「結婚はとてもできない。せめて時給800円の仕事があれば」と肩を落とす。(毎日新聞 2012/7/22)

厚生労働省は生活保護を受けていない低所得世帯の消費実態を調査し、同じ家族構成の生活保護世帯への支出額と比較した。その結果、子どものいる世帯では生活保護を受けていない世帯の消費支出の方が少なかった。こうした検証結果を参考にして都市部と町村部、年齢別、単身や夫婦と子ども世帯、母子世帯などに分けて、生活保護のうち月々の日常生活費に相当する「生活扶助」の基準額が示された。

政府案によると減額は13年度から3年間で総額740億円(約7.3%)に及ぶ。特に引き下げ額が多いのは都市部の子育て世帯で、40代夫婦と子ども2人の世帯で月額2万円引き下げられる。母子世帯も減額される。最も受給者数が多い高齢の単身世帯はほとんど変わらず、むしろ微増のケースもある。

懸念されるのは生活保護基準が最低賃金をはじめ、地方税非課税基準、社会保険料、保育料などと連動していることだ。生活保護を受けずに働いて得た収入でなんとか最低限の生活をしている人々がしわ寄せを受ける恐れがある。低所得世帯の小中学生に学用品や制服代、修学旅行費などを支給する「就学援助」は現在150万人以上が対象となっている。将来の社会を支える子どもたちへの影響は最小限にとどめたい。

(2013.01.29 東京朝刊 5頁)

地域別最低賃金で働いた場合の収入が生活保護の給付水準を下回る「逆転」が起きている11都道府県のうち、北海道や宮城県など6都道府県で、12年度の最低賃金改定後も逆転が続くことが22日、分かった。

11都道府県の地方審議会が同日までに最低賃金の改定額を答申した。最低賃金の収入の方が低いと労働者の働く意欲をそぎかねないが、逆転の完全解消は13年度以降に先送りされた。逆転が続くのはこのほか東京都、神奈川県、大阪府、広島県。解消するのは青森県、埼玉県、千葉県、京都府、兵庫県。

中央の審議会は7月、最低賃金の全国平均(時給)を前年度比7円増の744円とする

改定の目安を提示。都道府県ごとに示された目安の上限で引き上げた場合、北海道と宮城県を除く9都府県で逆転が解消する見通しだった。しかし地方審議会では、中小企業の経営の厳しさなどから経営者側は大幅引き上げに反発。逆転地域のうち、解消は半数以下にとどまる。(2012.08.23 東京朝刊 26頁 総合面)

兵庫県小野市で、生活保護などの福祉給付受給者によるパチンコなどのギャンブルでの浪費について、市民に情報提供を求める条例が施行された。私はこの条例には大変に危険な点があると感じる。

生活保護問題で一番重要なのは、不正受給でも浪費でもなく、本来受給する必要がある人がいろいろな理由で受給できない、あるいは漏れてしまうということだと思う。

今回の小野市の条例は、パチンコなどで浪費する常習者を見つけたら市に通報することだ。しかし、浪費している、常習化している、というのは価値観の問題で、見る人によって違う。

この条例ができたことで、生活保護を申請したい人が二の足を踏むのではないだろうか。その結果、生活保護を受給できず、救われるべき命を救えないということにもなりかねない。

不正受給は厳罰化すれば減らせる。しかし、失われた人命は戻らない。私はこの条例に反対である。(2013.04.12 毎日新聞東京朝刊)

一方で、受給世帯に対しても同様のことはあるが、就労することへの理由がないため、自立を促せないという点があげられる。生活保護受給者213万人の内、働けるのに受給している人はこの内約40万人と推定されている。(* 5)生活保護を受けている人が就労意欲を失わない仕組みを整える必要性、そして定年退職後の年金受給を生活の基盤とするためにも年金保険料拠出に対するインセンティブも必要になる。そうでないと、高齢になった後にまた生活保護を申請することになるからだ。



生活保護を問う

右肩上がりの生活保護費や不正受給について、産経新聞社会部が募集している読者からの「情報・意見」には多くの声が寄せられている。社会のセーフティネット(安全網)としての役割を理解しつつも、不公平感を指摘する意見が目立つ。野田佳彦首相は12日、衆院予算委員会で「真に困窮している人には必要だが、つけ込む動きがあるなら対策をしっかりとやらなければならない」と表明した。不公平感の是正は急務といえそうだ。生活保護の平成22年度の不正受給は過去最多の約2万5千件、128億円に及ぶ。一方で、不正発覚後に返還された額が約37億円と3割弱にとどまる。読者から寄せられた意見では、制度の不備の指摘が相次いだ。

生活保護費の不正受給
平成13年度 40
平成17年度 100
平成22年度 140

働けば損する
東京都多摩市の男性(32)は「不正受給は確かに悪い。ただ、発覚しても返還させないのは暗に不正を容認しているようなものだ」と訴える。自治体側は年に数回、受給者と面談しチェックする。しかし、調査は受給者からの申告が前提で「悪意」は完全には防げない。

前橋市の会社役員、石綿清平さん(90)は「真面目に働く人が損をするようなもの。制度そのものを見直すべき」とする。生活保護制度では、日常の生活に加え、家賃補助が受けられるほか、医療や介護の費用も負担がなくなる。生活保護費の半分を占める、その「医療扶助」に関する意見も相次いだ。

神奈川県鎌倉市の横田初江さん(68)は「私たち(の医療費)は3割自己負担。若いときからたくさん税金を払い、老後のために準備してきたのに腹立たしい」と憤る。千葉市の女性(71)は生活保護を受ける知人男性から「医療費が無料のため服用できないほど大量の薬を処方されている」と聞かされた。

読者の声 不公平感に制度不備

返還義務なし 『不正を容認』

年金より多い
横浜市(68)は月7万円
生活保護費は地域や世帯構成によって異なるが、東京都心に住むの高齢者夫婦(68歳、65歳)で生活扶助基準額は12万1940円。これに住宅扶助が加わる。こうした支給額への不公平感の指摘もあった。

生活保護は不動産や車、貯金などを原則処分した上でなければ受給できない。現役時代に保険料を支払い、高齢となった支那人らなどと思う「生活保護受給に際しては芸能人の母親のケースでも話題になったように、親族による援助が可能かの確認もされる。ただ、援助は強制ではなく、拒否されれば無理強いはいできない。一方で、生活保護は憲法で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化するための「貧困の最後のとりで」ともいわれる。現在国会では消費増税の増税に関する議論が大詰めを迎えているが、川崎市の女性(65)は「本当に必要な人」とそうでない人を完全に切り離せるような制度が必要だ。がんばっている納税者のやる気をなくさせないようにしなければならぬ」と政府に注文した。

生活保護 憲法25条に定められた生存権の理念に基づき、最低限度の生活を保障し自立を助ける制度。国が定める最低生活費より収入が少なければ、その差額を支給する。食費や光熱水費などに充てられる「生活扶助」のほか家賃に当たる「住宅扶助」などがある。受給している人は今年2月時点で過去最多の約210万人。お笑いタレント、河本準一さん(37)に高収入があるのに母親(65)が受給していた問題で国民の関心が高まった。

話題の本棚

貧困問題 「自助努力」では解決できない現実

生活保護を受けられない人が餓死や孤独死する事件が相次ぎ、定住する家がなくネットカフェのようなところで泊まり続ける人が千人を超える（厚生労働省調査）、といった世相を反映してか、「貧困」問題の深刻さを訴える本が自立している。

『現代の貧困』は、様々な調査の結果から、「低学歴」「未婚または離婚経験」「離職・転職の経験」という三つの状況が現代日本の貧困と強い関連があり、これらの状況の重なり合いがそうした人びとを貧困の中に閉じこめていると主張する。

『貧困襲来』は、生活に困って、「生活保護の申請をしたい」と言っても、福祉事務所が「子どもに面倒をみてもらいたくないよ」などと書いて、なかなか申請書類を提出させてくれない「水際作戦」と呼ばれる手法の実態を述べ、深刻な貧困の背景にこうした公的福祉からの排除もあると指摘する。

『もうガマンできない！ 広がる貧困』の中で作家の雨宮処凛さんは貧困にあえぐ若者たちに対し、「貧乏も、職がないのも、生きづらいのも、決して『自己責任』ではない。堂々と社会保障をよこせ、と声を上げていいのだ」と呼びかける。

『ワーキングプア』は、国が母子家庭の児童扶養手当削減の代わりに用意している「就業支援策」について、睡眠時間を削り昼夜二つのパートの仕事を掛け持ちして2人の子を育てているシングルマザーの次のような声を紹介している。「（資格取得に）行きたくても行けない。勉強しなくてもできない。それを簡単に『自助努力』って書かれてしまったら……。私たちは『自助努力』が足りないってことにならなんでしょうか」

『自己責任や自助努力という言葉も使い方を考えなければならぬ時代である。』（山口淑一）

話題の本棚

宇都宮健児、猪股正、湯浅誠編『もうガマンできない！ 広がる貧困』今年3月に東京で開かれた同タイトルの集会に参加した貧困にあえぐシングルマザーや多重債務被害者などの発言を採録した。専門家による論点整理も。（明石書店・1365円）



岩田正美著『現代の貧困—ワーキングプア/ホームレス/生活保護』現代日本の貧困問題全般について解説。高度経済成長以降、「もはや解決した」として長く封印されてきた貧困問題を「再発見」すべきだと主張する。（ちくま新書・735円）

NHKスペシャル「ワーキングプア」取材班著『ワーキングプア 日本を蝕む病』働いても生活保護水準以下の暮らしを強いられている人たちを2回にわたって描き、大きな反響を呼んだ同タイトルの番組の取材経過をつづっている。（ポプラ社・1280円）



湯浅誠著『貧困襲来』NPO自立生活サポートセンター・もやい事務局長の著者が受けた数多くの困窮者からの相談をもとに、貧困の原因、「貧困ビジネス」の実態、生活保護申請の受理をしぶる福祉事務所との闘い方などをつづる。（山吹書店・1575円）